

武蔵野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例

武蔵野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年3月武蔵野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(12)まで （略）	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)から(12)まで （略）	字句の改正

付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。